

西脇市総合計画・基本計画（案）

～ 政策・施策体系 ～

基本政策	番号	政策	施策
第6章 多様な主体による地域自治の確立	1	参画と協働のまちづくりを進める	参画と協働の意識を高めます
			市政への市民参画の機会を充実します
			選挙制度への理解と関心を高めます
	2	持続可能なコミュニティをつくる	地区からのまちづくりを推進します
			公益的な市民活動を支援します
			持続的なまちづくり活動を促進します
			高校・大学との連携を推進します
	3	開かれた市政を行う	広報活動を推進します
			広聴活動を推進します
			行政情報の公開を推進します
	4	西脇への関心を高める	西脇プライドを醸成します
			良好な都市イメージを発信します
			市の魅力を多様な手法で伝えます

基本政策	番号	政策	施策
第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進	1	行政資源の有効活用を図る	効果的・効率的な行政経営を推進します
			スマート自治体を推進します
			広域的な連携を推進します
	2	持続可能な財政運営を行う	健全な財政運営を行います
			税収を確保します
			有利な財源を獲得・活用します
			公共施設マネジメントを推進します
	3	機能的な組織運営を行う	機能的な組織を確立します
			組織を支える人材を育成します
			働きやすい職場環境を整えます
	4	行政事務を適正に執行する	行政情報の適切な管理を行います
			公正で透明性の高い契約事務を行います
			適正な会計処理を行います
			監査業務を行います
			公平審査事務を行います
	5	安心して分かりやすい窓口業務を行う	窓口サービスを充実します
			安心できる相談業務を行います
			利用しやすい庁舎環境を整えます

第6章 多様な主体による地域自治の確立

政策1 参画と協働のまちづくりを進める

目指す姿

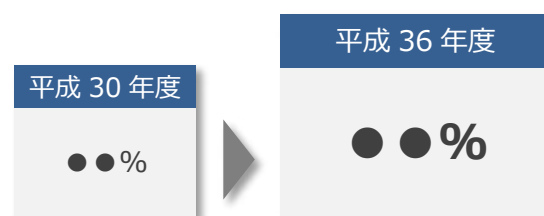
- ・地域社会への関心が高まりその現状や課題が広く認識されるとともに、市民が主体的に活躍するまちの実現に向けて、参画と協働のまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- ・ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進行などにより市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中で、それぞれのニーズや課題に対応した公共サービスを提供することが難しくなっています。また、東日本大震災や熊本地震などに代表される大規模災害時には行政の機能が十分に発揮されないことも明らかになっています。地域の暮らしを守り、より良いまちを築いていくためには、市民それぞれが地域社会への関心を高め、つながりや支え合いの下で、自助、共助、公助の役割分担を進めていく必要があります。
- ・本市では、このような社会環境の変化も踏まえて、平成25（2013）年度に西脇市自治基本条例を策定し、参画と協働を一層推進しています。参画と協働によるまちづくりの必要性について、広く市民に理解を広げていくとともに、情報公開、情報共有の推進と合わせて、政策形成過程等への市民参画の機会を確保することにより、地域社会に関心を持ち、その将来を自分事として捉えられる市民層を増やしていく必要があります。
- ・平成27（2015）年に公職選挙法が一部改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。制度改正後、初めての国政選挙となる参議院議員通常選挙が翌年に執行されましたが、本市の20歳未満の投票率は約40%と県全体の平均を下回りました。また、選挙により変動はあるものの、本市における投票率は低下傾向にあります。選挙は民主主義の根幹をなすものであり、市民の意思が正しく政治に反映されるよう、主権者としての意識の啓発と投票率の向上が必要です。

まちづくり指標（政策指標）

- ・住んでいる地域のことに関心がある市民の割合



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 参画と協働の意識を高めます	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例や参画と協働のまちづくりガイドラインに基づき、市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します。 ・市職員の参画と協働への意識を高めるとともに、地域活動等への参加を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の啓発 ・まちづくりフォーラムの開催 ・まちづくり講座の開催 ・参画・協働研修の実施
02 市政への市民参画の機会を充実します	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の委員公募やパブリック・コメント、アンケート調査の実施など、多くの市民が自主的・主体的に市政に関わる機会を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の開催・委員公募の実施 ・パブリック・コメント制度の適正運用 ・アンケート調査の実施 ・まちかどミーティングの開催
03 選挙制度への理解と関心を高めます	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙制度への理解と関心を高めるために、広報・啓発活動を推進します。 ・新たに選挙権が付与された18歳以上の方などの若年層を対象に主権者教育を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種選挙の街頭啓発等の実施 ・若年層への啓発の実施 ・高等学校での選挙出前授業の実施

市民に期待される役割

- ・地域社会の現状や課題などについて理解を深め、まちづくりや市政への関心を高めます。
- ・市民意見を反映する機会や制度を活用し、自主的・主体的に市政に関わります。
- ・選挙制度を正しく理解し、選挙に関心を持ち、投票を行います。

関係する計画

- ・参画と協働のまちづくりガイドライン

政策2 持続可能なコミュニティをつくる

目指す姿

- 自治組織をはじめとした多様な主体が連携・協働し、地域課題の解決に向けて、自主・自立のまちづくり活動が行われています。

現状と課題

- 本市では、各地区のまちづくり団体により地区まちづくり計画が策定され、様々な活動が活発に行われています。また、一部の地区では、地域自治協議会が設立されるなど、更なる取組が進んでいます。一方で、まちづくり団体の中には、人材の固定化や高齢化が進行しているケースもあり、地域における活動が持続できるか不確かな状況が顕在化しつつあります。また、地域社会においては、少子高齢化に伴う人口減少やコミュニティ機能の低下などが進行しており、日常生活圏における商業や交流、医療といった生活機能の確保などの課題も示されています。
- このような状況を踏まえながら豊かな地域社会を将来にわたって維持していくために、様々な活動に取り組む団体の連携や人材の育成、自立に向けた支援などにより、地域の特色を生かした魅力あるコミュニティづくりを推進していく必要があります。
- また、地域におけるまちづくり活動の拠点となるコミュニティセンターは、各地域での暮らしの中心でもあります。現在、多くの施設で老朽化が進み、また耐震性能不足の施設もあることから、耐震化等の改修を進めていくとともに、コミュニティセンターを中心とした地域の中で生活機能を確保していく必要があります。
- 本市には、市内に特色のある3つの高等学校が立地し、市外からも多くの生徒を受け入れている一方で、大学が立地していないことから都市部への若年層等の人口流出が課題となっています。地域社会の活性化には、若者の視点や活力を生かすとともに、専門的な知見を活用していくことが不可欠であることから、大学や高等学校等の教育機関などとも連携しながら、新たな活力を創出していく必要があります。

まちづくり指標（政策指標）

- 地域でのまちづくり活動に参加したことがある市民の割合



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 地区からのまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 「地区まちづくり計画」に基づく市民の主体的な活動を支援します。 地域のまちづくり活動を担う主体が結集する地域自治協議会の設立及び運営を支援します。 地区コミュニティセンター等の拠点施設の耐震化等の整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくり計画の推進・改定の支援 地区まちづくり実践補助事業の実施 地域自治一括交付金の交付
02 公益的な市民活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> 社会的な課題解決に向け、自発的に公益的な活動を行う団体を支援するとともに、その活動状況を広く周知し、市民活動の普及と定着を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民提案型まちづくり事業 NPO法人の設立支援
03 持続的なまちづくり活動を促進します	<ul style="list-style-type: none"> 多様なまちづくり団体の設立・活動を支援し、当該団体間の連携を促進する中間支援の機能を導入します。 まちづくり団体によるソーシャルビジネスやコミュニティビジネスへの展開を支援します。 市が実施する事業等について協働型委託を推進し、まちづくり団体の活動基盤の確立を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 中間支援組織の設立 市民団体・組織のネットワーク化の推進 まちづくり講座の開催（再掲）
04 高校・大学との連携を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決に向け、専門的な知見や外部の視点を有する大学等をはじめとした教育機関との連携事業を推進します。 地域社会の活性化と本市への関心の向上を図るため、高校生、大学生等の地域活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 官学・域学連携事業の実施 高校生、大学生等に対する地域活動支援事業の実施

市民に期待される役割

- 日頃からの近所付き合いや地域での交流イベントなどへの参加を通じて、お互いの顔が分かる関係を築き、つながりや支え合いの気持ちを育みます。
- 地域におけるまちづくり活動やボランティア活動などに積極的に参加します。
- 他の団体の活動に関心を持ち、関係を深めることで、相互の連携を進めます。

関係する計画

- 参画と協働のまちづくりガイドライン、地区まちづくり計画

政策3 開かれた市政を行う

目指す姿

- ・市政情報が分かりやすく提供され市民と共有されるとともに、多様な意見を市政に反映する環境が整っています。

現状と課題

- ・本市の広報・広聴活動は、市民と行政との意思疎通を図る上で重要な役割を果たしており、ホームページや広報紙等による情報提供を積極的に進めています。また、より多くの市民に情報を伝えるため、SNSなどの新たな情報発信手段も積極的に活用しています。
- ・人口減少が一層進行する中で、多様な主体による地域自治を進めていくために、地域社会の現状、課題などの情報をより一層市民と共有していくとともに、行政として説明責任を果たす上でも、多くの情報を発信し、透明性を高めていくことが必要です。また、多様な市民の声を市政に取り入れていくため、広聴活動を推進し、行政として政策形成に反映していくことが必要です。
- ・平成28（2016）年末に、情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量のデータを活用することで、新事業・新サービスの創出を目指す官民データ活用推進基本法が施行されました。このため、本市が保有する行政情報についても、法律の趣旨に則り、広く公開し、民間を中心とした活用を進めていくことが望まれています。

まちづくり指標（政策指標）

- ・市政情報が分かりやすく提供されていると感じる市民の割合



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 広報活動を推進します	・市政情報が正確かつタイムリーに発信できるよう、広報紙やホームページ等による情報発信を行うとともに、マスメディアに対しても積極的に情報を提供します。	・広報紙の発行 ・防災行政無線の放送 ・市ホームページ、SNS等の情報発信ツールの活用
02 広聴活動を推進します	・多様な市民ニーズを的確に捉え、市政に反映するため、市民からの意見や要望を受け付け、対応していく広聴活動を推進します。	・要望の受付・回答 ・ご意見箱制度の実施
03 行政情報の公開を推進します	・情報公開制度の適正運用等により、行政情報の公開を進めます。 ・統計調査を適切に実施するとともに、統計データ等の公共データを公開する「オープンデータ」の利活用の推進に取り組みます。	・情報公開制度の適切な運用 ・各種統計調査の実施 ・推奨データセットの公開

市民に期待される役割

- ・市民や地域、事業者など様々な主体は、多様な媒体や手段を活用して積極的に情報を受け取り、活用します。
- ・より質の高い行政サービスにつながる意見や要望などを行政に発信します。

関係する計画

- ・参画と協働のまちづくりガイドライン

第6章 多様な主体による地域自治の確立

政策4 西脇への関心を高める

目指す姿

- 多くの市民が本市に愛着を感じるとともに、市外の方にも良好な都市イメージが定着することにより、本市に好感を持って積極的に関わる人が増えています。

現状と課題

- 全国的に人口減少が進む中、地方においては若年層を中心とした都市部への人口流出の抑制が大きな課題となっています。一方で、都市部住民の田園回帰などの新たな人の流れが創出されつつあり、自治体による都市イメージの向上に向けた取組が活発になっています。
- 本市は地場産業や特色ある農産物、各界で活躍をする人材を輩出してきた土地柄など、多様な魅力ある地域資源を有している一方で、全国的な認知度は十分に高いとは言えず、明確な都市イメージを発信できていない現状にあります。また、少子高齢化が進行し地域づくりの担い手が減少する中で、地域の活力の低下や、郷土への愛着や誇りが弱まっていることなどが懸念されます。
- 市では、平成29（2017）年に策定した「西脇市シティプロモーション戦略プラン」の下、市民や本市の出身者などが、まちを誇りに思い、まちに主体的に関わろうとする「西脇プライド」を醸成するとともに、外部に向けて、本市の良好な都市イメージを効果的に発信する取組を展開しています。
- 「選ばれるまち」を目指すために、市の魅力をさらに磨くとともに、市内外に向けた情報発信を効果的に行い、西脇プライドの更なる醸成と良好な都市イメージの向上に向けた取組を進める必要があります。

まちづくり指標（政策指標）

- 住んでいる地域に愛着や誇りを感じる人の割合



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 西脇プライドを醸成します	<ul style="list-style-type: none"> 本市の魅力を再発見し、あるいは創造する機会を創出するイベントなどを実施します。 子どもたちを対象に、まちの特色や魅力を知り、愛郷心を育む取組を進めます。 ふるさとへの愛着をより高めるため、本市出身者のネットワークづくりや活動支援を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> SNSなどを活用したコンテンツ・イベントの実施 小中学校におけるふるさと特別授業の実施 東京西脇多可の会など本市出身者ネットワークの形成・活動支援
02 良好な都市イメージを発信します	<ul style="list-style-type: none"> 本市の多様な地域資源をはじめ、子育て環境や教育環境など、本市の魅力や住みやすさをSNSやマスメディアを活用して市外にも積極的に発信し、本市のイメージや認知度の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 定住促進サイト等を通じた情報発信 都市部でのPRイベントへの出展
03 市の魅力を多様な手法で伝えます	<ul style="list-style-type: none"> 市民の活躍する姿や各種行事・イベント、市の重点施策について映像等を活用し、分かりやすく伝えます。 SNSなど各種媒体の効果的な活用方法について検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 映像制作専門員の配置 市の各種PR映像等の制作・発信 情報発信に係る効果的な手法の確立

市民に期待される役割

- 本市の多様な魅力を、身近な人や市内外の人に積極的に発信します。
- 各種のイベントや地域活動などに積極的に参加し、本市の魅力の再発見や新たな魅力づくりに取り組みます。

関係する計画

- シティプロモーション戦略プラン

第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進

政策1 行政資源の有効活用を図る

目指す姿

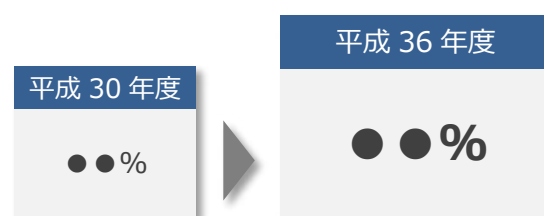
- ・変化の激しい時代に的確かつ柔軟に対応した行政経営が行われ、質の高い行政サービスが効果的・効率的に提供されています。

現状と課題

- ・本市では、地域経済の低迷や少子化に伴う生産年齢人口の減少により歳入の中心となる市税収入は減少傾向が続いており、今後も増加は見込みにくい状況です。その一方で、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大、公共施設やインフラの老朽化に伴う修繕・更新費用など、多額の支出が見込まれており、本市の財政状況は厳しさを増すことが予想されます。また、市民ニーズの多様化・高度化や地方分権改革の進展等により、新たな行政需要への対応がますます必要になってきます。
- ・このため、施策や事務事業の選択と集中などにより限られた行政資源の有効活用を図るとともに、ICTの利活用を推進することにより市民の利便性向上や行政運営の効率化を図っていくことが求められます。
- ・本市では、事務の共同処理を行う一部事務組合の設置や圏域全体で地域の生活を維持しようとする定住自立圏の形成など、近隣市町等との連携を進めています。一方で、道路網の整備や情報通信手段の急速な発展・普及によって、住民の日常生活圏は自治体の枠組みを超えて広がっており、今後も広域的な連携の仕組みを活用して地域課題に対応していく必要があります。

まちづくり指標（政策指標）

- ・西脇市の行政サービスに満足している市民の割合



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 効果的・効率的な行政経営を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・施策・事業の成果や費用対効果を客観的に把握できる行政評価の更なる推進など、より効果的な行政経営システムの構築を図ります。 ・統計データ等により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案を推進します。 ・地域課題の解決に向け、専門的な知見や外部の視点を有する金融機関、民間企業等との連携事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政経営システムの推進 ・行政評価における外部評価の実施 ・市民意識調査の実施 ・金融機関等との連携事業の実施
02 スマート自治体を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の窓口で実施している行政手続や市政情報の受発信などにICTの活用を図ります。 ・ICTを活用した行政事務の効率化を図ります。 ・防災面及びセキュリティ面に留意しながらクラウドサービスの導入を推進し、業務システムの再構築を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン手続等の推進 ・RPAの導入検討 ・クラウドサービス導入の推進
03 広域的な連携を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急業務やごみ処理など、近隣市町と一体的に取り組むことが効果的・効率的な事業について、引き続き一部事務組合等による共同処理を行います。 ・広域的な地域課題に対応するため、定住自立圏を形成する近隣市町や県等と連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合による共同処理 ・定住自立圏共生ビジョンの推進

市民に期待される役割

- ・市政への関心を高め、各種会議への参加やアンケート調査などへの協力を行います。
- ・ICTを活用した行政サービスの推進に対して理解し、利用促進に協力します。
- ・広域連携によるまちづくりや事業に対して理解を深め、参加します。

関係する計画

- ・行政改革大綱、北はりま定住自立圏共生ビジョン、北播磨広域定住自立圏共生ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

政策2 持続可能な財政運営を行う

目指す姿

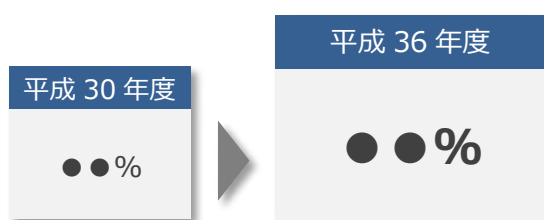
- ・人口減少社会に対応し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営が行われています。

現状と課題

- ・本市では、行財政改革を推進した結果、平成29（2017）年度末で基金残高約110億円、実質公債費比率8.7%、将来負担比率15.1%となっており、健全な財政運営を維持しています。しかしながら、長引く地域経済の低迷や少子高齢化の進行により市税収入は年々減少傾向にあるとともに、地方交付税も市町合併から15年が経過する平成32（2020）年度には支援措置が終了し、実質的な交付額の減少が見込まれています。一方で、平成37（2025）年度には団塊の世代が後期高齢者に達することから、社会保障費の更なる増加が懸念されています。
- ・今後、新庁舎・市民交流施設や新ごみ処理施設などの大型事業を進めていく必要があることから、市税収入等の自主財源を確保するとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業の緊急性、必要性、優先順位等を十分検討し、施策・事業の選択と集中を徹底していくことが求められています。
- ・高度経済成長期等に整備された、行政系施設、学校教育・社会教育系施設、公営住宅などの多くの公共施設や道路、橋りょう、上下水道、公園などのインフラが、今後、一斉に老朽化の時期を迎えます。公共施設については、市民に真に必要な機能を維持しつつ総量（面積）を縮減するとともに、保有すべき公共施設は施設の集約化や計画的な維持管理、耐震化を進め、インフラ施設を含めた総合的なマネジメントにより、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

まちづくり指標（政策指標）

・実質公債費比率



・将来負担比率



・基金残高



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 健全な財政運営を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤の強化に向け、収入を基本とした予算編成に取り組みます。 ・新地方公会計制度に基づく財務書類や分かりやすい予算資料等を策定・公開し、財政運営の透明性を高めます。 ・施設等の管理コストを適切に把握し、使用料・手数料の見直しを行い、負担の公平化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな予算編成手法の検討 ・行政評価と予算編成との連動の推進 ・使用料・手数料の見直し
02 税収を確保します	<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体の的確な把握及び適正公平な賦課を行うとともに、期限内納付の推進と滞納処分の強化を行い、収納率の向上と収納未済額の縮減を図ります。 ・口座振替、コンビニ納付の推進や地方税共通納税システムの導入により、納税者の利便性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体の把握の推進 ・個人住民税の特別徴収制度の推進 ・地方税共通納税システムの導入 ・滞納処分の強化
03 有利な財源を獲得・活用します	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと寄附を推進し財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。 ・財政措置が有利な起債や補助金等を活用し、財政負担の軽減を図ります。 ・有料広告などの新たな財源を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと寄附促進事業 ・地方創生関連交付金の活用 ・有料広告掲載事業
04 公共施設マネジメントを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統廃合や複合化、長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減、耐震化の推進など、公共施設の総合的なマネジメントを推進します。 ・固定資産台帳を整備するとともに、未利用・余剰の市有財産について、売却又は新たな活用方法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の総量適正化 ・個別施設計画の策定・推進 ・公共施設マネジメント推進体制の構築 ・固定資産台帳の整備

市民に期待される役割

- ・市の財政状況に関心を持ち、税金の使い道について理解を深めます。
- ・税金や受益者負担の必要性について理解を深め、税金や使用料を納付します。

関係する計画

- ・行政改革大綱、公共施設等総合管理計画

政策3 機能的な組織運営を行う

目指す姿

- ・ 職員の能力が最大限に発揮される機能的な組織が確立され、職員一人ひとりが市民から信頼を得られています。

現状と課題

- ・ 本市では、平成17（2005）年の市町合併後に西脇市定員適正化計画を策定し、計画的な職員数の削減・適正化を推進することにより、平成30（2018）年度当初には706人と、合併時と比較して25人減少しました。看護師など病院事業部門の職員数は増加する一方、普通会計部門の職員数は合併時の337人から223人と約33%減少しており、全国的にも少ない職員数となっています。
- ・ 社会経済情勢が大きく変化し、地方分権改革が進展する中で、住民ニーズの多様化・高度化はますます進行しており、限られた行政資源を活用して、効率的で質の高い行政サービスを安定的に提供していくことが必要です。
- ・ このため、行政需要の動向に十分留意しながら、効率的・効果的で市民に分かりやすく、時代に即した行政体制を確立していくことが必要です。また、多様な行政課題に対応できる能力や経営感覚を身につけた職員を育成するとともに、職員一人ひとりが意欲を持って働ける職場環境を整えていく必要があります。
- ・ 公務員は全体の奉仕者として、住民の信託を得て公務に従事することを踏まえ、法令を遵守し、住民から信頼される職員であることが求められます。

まちづくり指標（政策指標）

- ・ 市職員は熱心に仕事に取り組んでおり、信頼できると思う市民の割合

- ・ 公務に対してやりがいを感じている市職員の割合



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 機能的な組織を確立します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員管理計画に基づき、計画的な職員採用を行い、職員数の適正管理を図ります。また、社会人経験者の採用など、人材登用の多様化を図ります。 ・ 社会情勢の変化や新たな行政需要に対応するため、適時適切に組織機構を見直します。 ・ 行政課題、地域課題に迅速かつ効果的に対応するため、部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げるなど、柔軟な組織体制を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な職員定員の管理 ・ 人材登用の多様化（社会人経験者の採用など） ・ 行政課題に対応した組織の整備 ・ 会計年度任用職員制度の導入 ・ 定年延長への対応
02 組織を支える人材を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの能力や資質の向上を図るため、職場における職務能力の向上や多様な研修機会を創出します。 ・ 研修制度、人事評価制度、給与などが総合的に作用・連動し、成果をあげた職員が適正に評価される人事制度の構築を図ります。 ・ 人事評価制度や自己申告書等を活用し、職員の能力や適性を的確に把握し、能力が最大限に発揮できる人事管理に努めます。 ・ 市民から信頼される職員となるため、職員一人ひとりが公務員としてふさわしい倫理観を高く保つための取組を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修の充実 ・ OJT研修の実施 ・ 人事評価制度の適正な運用 ・ コンプライアンス研修の実施 ・ 公益通報制度の適正な運用
03 働きやすい職場環境を整えます	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員一人ひとりが行政課題の発見や職務改善に意欲的に取り組み、やりがいを持っていきいきと働くことができる職場環境を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルスカウンセリングの実施 ・ 職員奨励事業の推進

市民に期待される役割

- ・ 全体の奉仕者としての地方公務員の役割や業務を理解し、地域社会をより良くするための助言を行います。

関係する計画

- ・ 定員管理計画、人材育成基本方針、人材育成プログラム

第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進

政策4 行政事務を適正に執行する

目指す姿

- ・法令等に基づいて透明で公正な行政事務が執行されているとともに、行政情報が適切に管理されています。

現状と課題

- ・本市では、個人情報の取扱いに関するルールを定めた「西脇市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正かつ厳正な運用を図っています。また、平成29（2017）年度には、情報セキュリティ対策の強化を実施し、サイバー攻撃などに備えたネットワーク監視を行っています。市が保有する個人情報について、より適正に取り扱い、また、自己に関する個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障することによって、個人の権利利益の保護を図る必要があります。
- ・本市では、一般競争入札を基本に、公正で透明性の高い入札業務を行うとともに、統括検査官を配置し、公共工事等の適正執行を確保しています。過去3年間において施工不良等による処分実績は1件と概ね適正に業務が行われていますが、引き続き、適正な入札・検査事務を行っていく必要があります。
- ・地方分権改革の進展や住民ニーズへの対応に伴って行政事務が増加、複雑化しており、会計業務も増加しています。一方で、市町合併後、会計等の業務に精通した職員が減少しており、会計処理の適正性を確保していくことが課題となっています。職員一人ひとりが会計処理の重要性を認識し、必要な知識の習得と適正な業務の執行を行うことが求められます。
- ・本市では、法令等に基づいて監査委員による定期監査、決算審査、例月出納検査を実施しています。適切な監査業務を推進することにより、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、市民から信頼される市政運営を行っていく必要があります。
- ・多様化・高度化する行政課題に対して質の高い行政サービスが求められている状況や人事評価制度の導入・運用などを踏まえ、職員が職務に専念し、その能力を十分に発揮できるよう、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講じる職場環境を整備する必要があります。

まちづくり指標（政策指標）

- ・懲戒処分件数（法令順守違反に関するもの）



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 行政情報の適切な管理を行います	・個人情報や行政情報の適切な取扱いを徹底するため、必要なシステムの導入・運用や情報セキュリティポリシーの見直し等を行うとともに、職員の情報管理能力の向上と意識改革を図ります。	・個人情報保護制度の適切な運用 ・情報セキュリティ対策の推進
02 公正で透明性の高い契約事務を行います	・公正で透明性の高い入札業務を行うとともに、検査事務取扱基準の改善や関係部署との連携により正確な検査事務を推進し、公共工事などの品質の確保を図ります。	・公正な入札の執行 ・公共工事検査等の適正実施
03 適正な会計処理を行います	・法令等に基づき、適正な出納事務を執行するとともに、安全で効率的な資金運用を行います。	・会計業務の適正実施 ・基金の適正運用 ・研修会等の実施
04 監査業務を行います	・法令等に基づき、行政運営の合規性を基本に、効率性・有効性も重視した的確な監査業務を行うとともに、より効果的な監査業務のあり方について検討を行います。	・監査業務の的確な実施 ・監査基準の策定・公表
05 公平審査事務を行います	・職員からの不利益処分についての審査請求や勤務条件に関する措置の要求などに対し、公平委員会において公平・中立な審査を行います。	・公平審査事務の的確な実施

市民に期待される役割

- ・公共の利益の増進を目指す全体の奉仕者として、適法性や公平性が求められる公務員の職責に対して理解を深めます。
- ・行政事務に執行に当たって不正が疑われる場合は、速やかに市役所等に連絡します。

政策5 安心して分かりやすい窓口業務を行う

目指す姿

- ・ 正確で丁寧な対応と分かりやすく利用しやすい窓口サービスが提供されています。

現状と課題

- ・ 平成29（2017）年度の主な窓口取扱件数（住民異動届、戸籍届出、印鑑登録・廃止）は13,378件で、平成25（2013）年度と比較すると5.8%減少しています。一方で、個人情報への意識の高まりや社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入などにより、手続が複雑・高度化し、事務処理に要する時間が増加する傾向にあります。また、高齢化の進行などに伴い、介護保険などの社会保障に関する手続件数は増加傾向にあります。
- ・ 市民のライフスタイルが多様化する中で、必要とされる窓口サービスのあり方についても変化しつつあります。個人情報の取扱いに留意しながら、ICTなども活用し、より質の高い窓口サービス等を提供していくことが必要です。
- ・ 少子高齢化や核家族化の進行など市民生活を取り巻く社会環境が変化する中で、日常生活の中で抱える問題や悩み事などが複雑化しています。安心を実感できる暮らしを支えるため、時代に対応した相談機能の充実を図っていく必要があります。
- ・ 平成33（2021）年度の開庁に向けて整備を進めている新庁舎では、基本理念として「暮らしに身近で、誰もが使いやすい」ことを掲げており、年齢や障害の有無などにかかわらず、来庁者にとって使いやすく、分かりやすい環境を整えることが必要です。

まちづくり指標（政策指標）

- ・ 市役所の窓口サービスは利用しやすいと感じる市民の割合



施策の展開

施策	展開方針	主な取組・事業
01 窓口サービスを充実します	<ul style="list-style-type: none"> ・ クイック窓口の設置やフロアマネージャーの配置など、効率的で丁寧な窓口サービスを実施します。 ・ 窓口案内システムの導入など、来庁者に分かりやすい案内表示を行います。 ・ 延長窓口サービスや証明書のコンビニ交付の導入などにより、窓口サービスの利便性を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長窓口サービスの実施 ・ 窓口案内システムの導入 ・ コンビニ交付サービスの導入
02 安心できる相談業務を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が抱えている日常生活の様々な問題や不安を解消するために、各種相談業務を実施します。 ・ 相談業務に係る広報啓発を行うとともに、利用しやすい相談環境を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律相談 ・ 行政相談
03 利用しやすい庁舎環境を整えます	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合案内の設置や利用頻度の高い窓口業務のワンフロア化、子育て関係窓口業務の集約化などにより、来庁者の利便性を高めます。 ・ ユニバーサルデザイン等を踏まえた利用しやすい窓口とプライバシーに配慮した相談環境を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザインに対応した新庁舎整備の推進 ・ 窓口業務のワンフロア化の実施 ・ 手話通訳者の配置 ・ 外国語通訳機能の検討

市民に期待される役割

- ・ 自ら相談を申し出ることができない方を見つけた場合は、市の相談窓口を紹介するなどの手助けをします。
- ・ マイナンバーカードの活用やコンビニエンスストアでの証明書の交付など、新しいサービス提供方法に対する理解を深め、必要に応じて利用します。
- ・ 窓口サービスに関するアンケート調査など、窓口サービスの向上に向けた取組に協力をします。

用語説明（参考資料）

第6章 多様な主体による地域自治の確立

○政策1 参画と協働のまちづくりを進める

①参画

市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的、主体的に関わること。

②協働

自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携すること。

③パブリック・コメント

行政機関の意思決定過程において、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見や情報を考慮して最終的な意思決定を行う制度

○政策2 持続可能なコミュニティをつくる

①地域自治協議会

区長会を中心に、まちづくり協議会や各種団体、地区内の個人や法人を構成員とし、民主的な運営により地区の活性化や様々な地区課題の解決に向けて力を結集する組織

②中間支援組織

行政と地域の間にとって、様々な活動を支援する組織のこと。多くはNPOの立上げや活動への支援などを主目的として発足するケースが多く、NPOサポートセンターなどと呼称することもある。

③ソーシャルビジネス

ビジネスの手法を用い、事業性を確保しながら、社会的課題の解決に向けて行う活動。地域を超え、環境や教育など幅広い分野での社会的課題の解決に向けた事業

④コミュニティビジネス

地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向け、労働力・原材料・ノウハウ

ウ・技術などの地域の経営資源を使用し、地域住民などが主体となって自発的に地域課題の解決に向けて、ビジネスとして成立させていく事業活動

⑤協働型委託

通常の業務委託より協働する意図を強く持ったうえで、それぞれの活動の特性や発想を生かすことを目的に、主に市が実施している事業等を委託する手法

政策3 開かれた市政を行う

①SNS

Social Networking Service。ソーシャルネットワーキングサービス。人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。Facebook、Twitter、LINE、Instagram、YouTubeなど。

②オープンデータ

インターネットなどを通じてだれでも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。一般的に、政府・自治体・研究機関・企業などが公開する統計資料・科学的研究資料などを指す。

政策4 西脇への関心を高める

①西脇プライド

出身地に根差した「郷土愛」だけを指すのではなく、「市に対する市民の誇り」や「本市で暮らし、まちの一員として本市をよりよくするために自分が関わることに対する喜び」などを含めた概念。一般的には「シビックプライド」と呼ばれ、西脇市では「西脇プライド」と呼称している。

第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進

政策1 行政資源の有効活用を図る

①ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）。

IT（Information Technology）とほぼ同義。コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区分して用いる場合もある。国際的にはICTが定着していることから、日本でもICTがITに代わる言葉として広まっている。

②クラウドサービス

従来は、利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。従来は、利用者がコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し、利用していたが、クラウドサービスを利用することで、機材の購入やシステムの構築、管理などに係る手間や時間の削減をはじめとして、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがあるとされる。

③RPA

Robotics Process Automation（ロボットによる業務自動化）。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化（オートメーション化）するもの

④定住自立圏

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。昼間人口が多い都市が「中心市」となり、生活・経済面でかかわりの深い「近隣市町村」と協定を締結し、圏域全体で生活機能を確保していく取組

本市においては、多可町と形成する「北はりま定住自立圏」と、加西市、加東市、多可町と形成する「北播磨広域定住自立圏」がある。

政策2 持続可能な財政運営を行う

①地方税共通納税システム

納税環境整備の一環として、複数の自治体への地方税の納税（電子納税）を一度の手続きで行えるようにするためのシステム。平成31（2019）年10月から開始される。

②特別徴収制度

事業者（給与支払者）が、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から住民税を徴収し、納入する制度

③公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減、公共施設等の最適化の実現を目指す計画

政策3 機能的な組織運営を行う

①OJT研修

On the Job Training。実際の職務現場において、業務を通して上司や先輩職員が部下の指導を行う、主に新人職員育成のための研修訓練のこと。

②公益通報制度

平成19（2007）年に施行された公益通報者保護法に基づく制度。公益通報者を解雇等の不利益な取扱いから保護するとともに、事業者の法令順守を推進することを目的としている。

政策4 行政事務を適正に執行する

①情報セキュリティポリシー

情報資産を人的脅威や災害、事故等様々な脅威から防御し、市民の財産、プライバシー等を守るため、また、継続的かつ安全・安定的な行政サービスの実施を確保するために、情報セキュリティ対策や行動指針について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの

政策5 安心で分かりやすい窓口業務を行う

①クイック窓口

証明書の発行業務を集約し、来庁者の利便性に配慮し短時間での対応を可能とする窓口のこと。

②ユニバーサルデザイン

障害のある方、高齢者、親子連れなど、誰もが利用しやすく配慮されたデザインの考え方

③ワンフロア化

来庁者にとって、関連性が高い関係課を1つのフロア（階）に集約することで、利便性を確保すること。

※審議会用に簡易的に作成しています。正式な用語説明については、計画書に盛り込みます。